

十三項において準用する前項第一

の額から控除する金額

六項」を「第六十六条の四第二十項」に改め、同表第六十六条の四第十七項の項中「第六十六条の四第十七項」を「第六十六条の四第二十一項」に、「第六十七条の十八第十項」を「第六十七条の十八第十三項」に改め、同表第六十六条の四第十七項第一号及び第十八項の項中「第六十六条の四第十七項第一号及び第十八項」を「第六十六条の四第二十一項第一号及び第二十二項」に改め、同表第六十六条の四第二十項の項中「第六十六条の四第二十項」を「第六十六条の四第二十四項」に、「第六十七条の十八第十項」を「第六十七条の十八第十三項」に改め、同表第六十六条の四第二十一項の項中「第六十六条の四の二第四項の項及び第六十六条の四第二十項」を「第六十六条の四第二十五項」に改め、同表第六十六条の四の二第四項の項及び第六十六条の四の二第六項の項中「第六十七条の十八第十項」を「第六十七条の十八第十三項」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項第一号中

「第三項」を「第五項若しくは第六項」に、「同項」を「これら」に改め、同項第一号中「第三項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第三項」を「第五項又は第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同項を同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「が第十項において準用する第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において」を「に各事業年度における同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき、又は内国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要なと認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に

代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。) 若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに「に、「内部取引」を「同時文書化対象内部取引」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の人への知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に各事業年度における同時文書化免除内部取引(第四項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。)に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写

しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該内国法人の各事業年度における同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該内国法人の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

第六十七条の十八第二項の次に次の二項を加える。

3 当該事業年度において内部取引がある内国法人は、当該内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を、当該事業年度の法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなけれ

ばならない。

4 内国法人の当該事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該内国法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）の一の国外事業所等との間の内部取引（当該内国法人が当該事業年度において当該一の国外事業所等を有することとなつた場合には、当該事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又は前事業年度等の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該内国法人の当該事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

- 一 内部取引の対価の額とした額の合計額が五十億円未満であること。
- 二 内部取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

第六十八条の二の見出しを「（農業協同組合等の合併に係る課税の特例）」に改め、同条中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「農林中央金庫等」を「農業協同組合等」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「農業協同組合連合会」の下に「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第一項第二号に規定する」を加え、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とする。

第六十八条の三の四第一項中「から第五十六条まで及び第五十七条の三から第五十七条の八まで」を「、第五十六条、第五十七条の三から第五十七条の五まで及び第五十七条の八」に改め、同条第二項中「第四十二条の六第九項」を「第四十二条の六第五項」に、「第四十二条の十第三項、第四十二条の十一第三項、第四十二条の十二の二」を「第四十二条の十二」に改め、同条第三項中「第五十五条の三」の下に「、第五十五条の五、第五十六条」を加え、同条第四項中「第四十二条の六第九項」を「第四十二条の六第五項」に、「第四十二条の十第三項、第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二」に改める。

第六十八条の九第六項第二号イ中「第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項」を「第六十

八条の十一第三項から第五項まで及び第七項」に、「第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三」を「第六十八条の十四の二第二項、第六十八条の十五第二項、第六十八条の十五の二」に、「第六十八条の十五の四第二項」を「第六十八条の十五の三、第六十八条の十五の四第二項」に、「第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項」を「並びに第六十八条の十五の五」に改め、同条第八項中「に、これら」を「にこれら」に改め、同条第十項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第六十八条の十第一項中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十年三月三十日」に、「に次に」を「に第四十二条の五第一項各号に」に改め、「第一号に掲げる減価償却資産を」を削り、「同号イからハまで」を「及び同項第一号」に改め、「及び第二号に掲げる減価償却資産を住宅の用に供した場合」及び「及び第六項」を削り、「第十三項」を「第十一項」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「にエネルギー環境負荷低減推進設備等」の下に「（車両及び運搬具を除く。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、同条第五項中「次条第十二項」を「次条第七項」に改め、「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項中「及び第六項」を削

り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第六項又は」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十項中「及び第六項、第二項又は第三項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「及び第六項」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「に、同項」を「に同項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「同項」を「同項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項中「第八項から第十三項まで」を「第六項から第十一項まで」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第六十八条の十一第一項中「第七項」を「第三項」に改め、同条第二項中「以下第十項まで」を「第四項」に、「第六十八条の十五の六第一項に規定する特定生産性向上設備等」を「生産性向上設備等（生産等設備を構成する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに政令で定めるソフトウエアで、同法第二条第十三項に規定する生産性向上設備等に該当するもののうち政令で定める規模のものをいう。）」に改め、「この項」の下に「及び第四項」を加え、「第八項」を「第四項」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「以下この条」を「以下この項及び次項第二号」に、「（以下この条」を「（以

下この項及び同号」に、「第一項及び第二項」を「前二項」に、「第九項まで及び第十一項」を「第六項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「（第二項に規定する特定生産性向上設備等に該当するものをいう。以下この項において同じ。）」を削り、「第一項、第二項及び前項」を「前三項」に、「同項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九項中「第七項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「第九項に」を「前項に」に、「おける第七項又は第八項」を「おける第三項又は第四項」に、「第四十二条の六第七項又は第八項」を「第四十二条の六第三項又は第四項」に、「第七項又は第八項」を「第三項又は第四項」に、「同条第七項又は第八項」を「同条第三項又は第四項」に、「既に第九項」を「既に前項」に、「同条第九項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「第七項から第九項まで」を「第三項から第五項まで」に改め、「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十三項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十四項中「第四項まで及び第七項から第九項まで」を「第五項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十五項中「から第四項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十六項を削り、同条第

十七項中「第七項及び第八項」を「第三項及び第四項」に、「に、これら」を「にこれら」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十八項中「第九項の」を「第五項の」に、「第十一項」を「第六項」に、「第四十二条の六第七項」を「第四十二条の六第三項」に、「第四十二条の六第九項」を「第四十二条の六第五項」に、「同項」を「同項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十九項を削り、同条第二十項中「第七項から第九項までの規定の」を「第三項から第五項までの規定の」に、「第六十八条の十一第七項から第九項まで」を「第六十八条の十一第三項から第五項まで」に、「同条第七項から第九項まで」を「同条第三項から第五項まで」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十一項中「第十二項の」を「第七項の」に、「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十二項中「第十三項から第十九項まで」を「第八項から第十二項まで」に、「第十二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十五項とする。

第六十八条の十三第四項中「第六十八条の十一第十二項、次条第五項、第六十八条の十五第五項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、同条第七項中「同項」を「同項」に改め、同条第八項及び第九項

中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第六十八条の十四第一項中「第二条第二項第一号に掲げる事業のうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして財務省令で定めるもの又は同項第二号に掲げる事業をいう。以下この条」を「第二十七条の二に規定する特定事業をいう。以下この項及び次項」に、「もの（以下この条）を「もの（以下第四項まで）」に、「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「及び第十一項」を削り、「第四十二条の十第一項各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める」を「当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する」に改め、同条第二項中「第四項まで」を「この項」に改め、「及び第四項」を削り、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第四十二条の十第一項第一号イに掲げる減価償却資産のうち同号に規定する開発研究の用に供されるもの」を「第四十二条の十第三項に規定する開発研究用資産」に、「の同号」を「の同条第一項第一号」に改め、「算入する金額」の下に「（第六十八条の九第六項第六号に規定する特別試験研究費の額に該当するものを除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第七項を同条第四項とし、同条第八項中「から第三項まで」を「及び第

「二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項を同条第六項とし、同条第十項中「に、同項」を「に同項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「又は第三項」及び「若しくは第三項」を削り、「この款並びに」を「この款及び」に、「第六十八条の十四第二項及び第三項」を「第六十八条の十四第二項」に、「同条第二項及び第三項」を「同項」に、「までに掲げる金額並びに」を「までに掲げる金額及び」に、「これらの規定」を「同項」に、「並びに」を「及び」に、「」並びに「」を「」及び「」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第七項から第十一項まで」を「第四項から第七項まで」に、「第六項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

第六十八条の十五第一項中「もの（以下この条）を「もの（以下第三項まで」に、「平成二十八年三月三十日」を「平成三十年三月三十日」に、「事業（以下この条）を「事業（以下この項及び次項）に改め、「及び第十項」を削り、「百分の五十」を「百分の四十」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に改め、同条第二項中「第四項まで」を「この項」に、「百分の十五」を「百分の十二」に、「百分の八」を「百分の六」に改め、「及び第四項」を削り、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項を同

条第三項とし、同条第七項中「から第三項までの規定は」を「及び第二項の規定は」に改め、同項第四号イ中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第八項を同条第五項とし、同条第九項中「に、同項」を「に同項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を削り、同条第十一項中「又は第三項」を削り、「第六十八条の十五第二項若しくは第三項」を「第六十八条の十四の二第二項」に、「この款並びに」を「この款及び」に、「第六十八条の十五第二項及び第三項」を「第六十八条の十四の二第二項」に、「この款並びに」を「この款及び」に、「第六十八条の十五第二項及び第三項」を「第六十八条の十四の二第二項」に、「これららの規定」を「同項」に、「並びに」を「〔及び〕に、〔〕並びに〔までに掲げる金額及び〕に、「〔までに掲げる金額並びに〕を「〔までに掲げる金額及び〕に、〔〕及び〔百分の四・四〕を「〔百分の十・三〕に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項を削り、同条第十三項中「第六項から第十項まで」を「第三項から第六項まで」に、「から第五項まで」を「又は第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第六十八条の十四の二とする。

第六十八条の十五の二第一項及び第二項中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同条第六項中「に、同項」を「に同項」に改め、同条第七項中「第六十八条の十五の二第二項」を「第六十八条の十五第二項」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同条を第六十八条の十五とす

る。

第六十八条の十五の三の見出し中、「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に改め、同条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「に当該連結親法人及びその各連結子法人の」の下に「当該適用年度の特定地域基準雇用者数の合計（当該特定地域基準雇用者数の合計が当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の）を、「控除した数」の下に「。以下この項において「調整基準雇用者数」という。）を超える場合には、当該調整基準雇用者数」を加え、同条第三項第一号中「第四十二条の十二の二第二項」を「第四十二条の十二第二項」に改め、同条第五項第一号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「第五号及び第十号」を「第六号及び第十号」に改め、同項第三号中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第四号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第十号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第十号」を「第十一号」に、「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

- 五 特定地域基準雇用者数 連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度開始の日において地域雇用開発促進法第七条に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する当該連結親法人又はその連結子法人の事業所（当該適用年度において第二項の規定の適用を受ける場合には、その適用に係る次号に規定する特定業務施設を除く。）において当該適用年度新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者で当該適用年度終了の日において当該事業所に勤務するものの数（その数が当該事業所のみを当該連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。
- イ 当該連結親法人又はその連結子法人との間で労働契約法第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。
- ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者でないこと。
- 第六十八条の十五の三第八項中「に、これら」を「にこれら」に、「なる基準雇用者数」を「なる特定地域基準雇用者数」に、「記載された基準雇用者数」を「記載された特定地域基準雇用者数」に改め、同

条第十項中「第六十八条の十五の三第一項」を「第六十八条の十五の二第一項」に、「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同条を第六十八条の十五の二とし、同条の次に次の二条を加える。

(認定地方公共団体の寄附活用事業に関する寄附をした場合の法人税額の特別控除)

第六十八条の十五の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）の施行の日から平成三十二年三月三十日までの間に、地域再生法第八条第一項に規定する認定地方公共団体（以下この項において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行つたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この項及び第三項において「特定寄附金」という。）を支出した場合には、その支出した日を含む連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額（第六十八条

の九第六項第一号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項において同じ。）から、当該連結親法人及びその各連結子法人の税額控除限度額（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度において支出した特定寄附金の額（当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。以下この項において同じ。）の合計額の百分の二十に相当する金額から当該特定寄附金の支出について地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額から控除される金額として政令で定める金額を控除した金額（当該金額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の百分の十に相当する金額を超える場合には、当該百分の十に相当する金額）をいう。以下この項において同じ。）の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の五に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の五に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

2 前項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人について
は、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人

三 清算中の連結子法人

3 第一項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付があり、かつ、当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額に限るものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第

八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）」の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条第二項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に

掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額」と、「(同法)とあるのは「(法人税法)とする。

5 第二項及び第三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の十五の四第五項中「第六十八条の十一第十二項」を「第六十八条の十一第七項」に改め、「第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第九項及び第十項中「に、同項」を「に同項」に改め、同条第十一項及び第十二項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

第六十八条の十五の五第一項中「第六十八条の十五の三の規定の適用を受ける連結事業年度及び」を削り、「当該雇用者給与等支給増加額」の下に「(当該連結事業年度において第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特定地域基準雇用者数の合計、同条第二項に規定する地方事業所基準雇用者数の合計及び同条第三項の規定の適用に係る同条第五項第十一号に規定する地方事業所特別基準雇用者数の合計の算定の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額)」を加え、「同条第二項」を「第六十八条の九第二項」に改め、同条